

日立市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

日立市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定するものとする。

令和2年3月4日提出

日立市長 小川春樹

(提案説明)

小児に係る入院時の自己負担金を支給する等のため、本条例を制定す
るものであります。

日立市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

日立市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「（対象者が妊産婦である場合にあっては、妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷に限る。以下同じ。）」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（自己負担金の支給）

第4条の2 市は、対象者（出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。次項において同じ。）に前条第2項第2号の規定により医療福祉費から控除した額及び健康保険法第85条第2項に規定する食事療養標準負担額（次項において「自己負担金」という。）を支給する。

2 前項の自己負担金は、対象者の申請に基づいて支給する。ただし、市長が必要と認めた場合は、対象者の保護者等の申請に基づいて支給する。

第5条第1項中「前条」を「第4条」に改め、同項第1号を削り、同項第2号中「扶養親族等」を「所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）」に、「扶養義務者」を「民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「配偶者」の次に「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、同号を同項第2号とし、同条第2項

ただし書中「前項第1号に規定する基準額を算出する場合の所得の範囲及び所得の額の計算方法は、児童手当法施行令第2条及び第3条の例によるものとし、前項第2号」を「前項第1号」に、「前項第3号」を「前項第2号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の日立市医療福祉費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる診療に係る医療福祉費の支給及び入院に係る自己負担金の支給について適用し、同日前に行われた診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。